# 浪 貞子著

# 『日本古代宮廷社会の研究』

尾

虎

は左の如くである(\*は新稿)。 のである。著者の旺盛な探求意欲に先づは敬意を表したい。構成 このたび新稿一挙六篇を加えて一書に編み、広く世に問われたも 本書は瀧浪貞子氏が過去十五年ほどの間に発表された論文に、

皇位と皇統

章 光明子の立后とその破綻

聖武天皇「彷徨五年」の軌跡―大仏造立をめぐる政

治情勢—

孝謙女帝の皇統意識

四音 藤原永手と藤原百川―称徳女帝の「遺宣」をめぐっ

五章 桓武天皇の皇統意識

I 場の政治学

武智麻呂政権の成立―「内臣」 房前論の再検討― 参議論の再検討―貴族合議制の成立過程―

議所と陣座―伙議の成立過程

達 哉

四章 造宮官と造宮役夫

「山背」遷都と和気清麻呂

五章

東朱雀大路と朱雀河 高野新笠と大枝賜姓

W 律令課役論断章

歳役の終焉―慶雲三年二月十六日勅にみえる「安穏

条例」をめぐって―

客作児役の史的意義―臨時雑役の源流をさぐる―

「皇居年表」「京職表」解題

くこととする。 早速、内容の紹介と個別に気づいた点をⅠ部から順に述べてゆ

摘が「光明皇后はいわば控え女帝であった、というかたちで受け れも一つの仮説として成り立つ。ただ、岸俊男の即位可能性の指 皇族たる光明自身の即位は全く考えられていなかったという。こ 来誕生するであろう皇子を立太子させるための布石であって、非 とめられ、それが今日では半ば常識化している」としているが、 章は光明立后についての「通説」批判。 立后はあくまでも将

付論 薬子の変

宮都の構造

初期平安京の構造―第一次平安京と第二次平安京―

歴代遷宮論―藤原京以後における―

158

譓

それが故に傍系の淳仁を廃して自ら重祚に踏み切ったとし、

また

まい

壁皇子の嫡系であるという強烈な皇統意識をもつに至った孝謙が

三章・四章・五章は一連の内容を有する。すなわち、三章は草

権をふまえたものであったが、この点についての言及はなく、さ さほどには思われなかった。また、岸の指摘は皇后の有する執政 果してそうか。試みに講座類の政治史論文を読み返してみたが、 らに皇太后時代の強権政治を立后政策の破綻に対する藤原氏 「焦燥のあらわれ」とのみ解するのは説得的な議論とはいいがた o)

どの意味であろう(「此間」に『この間』の意味なし)。 たものであることを知った上での表現」とするが、「この朝廷」ほ 間朝廷」(続紀天平13・11・戊辰条)を「ここにいる期間が限られ 都が強行されねばならなかったのかも理解しがたい。 方式との併用)にあったことになるが、その具体的な因果関係は 者によれば、恭仁京造営の中止の要因は知識結方式の採用 意ふ所あるにより」などと謎めいた言い方をするのか。また、著 欠けている。もし、そのような大義名分があるのならば、 仏造立のための知識結の行動であったとする見解は史料的根拠に 国進軍を意図的にまねたものとする指摘は興味深いが、それが大 果的に造仏事業は挫折したことを説く。聖武の行動が大海人の東 営が知識結によって大仏造立を実現するための手続きであったこ 造営が中止された段階で何故あくまでも平城還都を避けて難波遷 不明であり、著者の論旨を客観的に支える根拠も乏しい。恭仁京 と、それ故、 二章は天平十二年の聖武天皇の東国行幸とそれに続く恭仁京浩 造都事業の停滞・中止と難波遷都の強行に至り、 なお、「此 (何故「朕 (通常

たい ĻΝ 定。 **重祚後は社会的動揺を乗り切るために道鏡の助力を必要とし、** ありとする点も疑問。 に判断しかねるのである。なお、 は「一瞬の狂気がもたらした」と説明されても、 も読者に困惑を与えかねない。同様の例だが、宇佐八幡神託 や「後ろめたさ」、仲麻呂に対する「いらだち」といった確証しが 展開となっていることは否めない。また、例えば孝謙の「焦り」 の程度の影響力をもって実在したとみるべきか。本来論証しにく いる。その意味で一貫しているが、果してさようの皇統意識がど を前提として該期の皇位継承を中心とした政治史の叙述に努め るのは孝謙の強烈な「草壁皇統意識」の存在である。著者はこれ 皇統意識をもつにいたったとも推定する。以上の三論文に貫かれ 継事件以後聖武系たりえぬ自らの立場を自覚し、やむなく天智系 部立太子が良継に支えられた百川によって構想・実現されたと推 をもつものとも指摘。さらに、五章は永手没後に他戸廃太子・ かったとする。白壁王擁立はある意味で聖武系皇統継続の可能件 一方、黒幕的存在と目されてきた百川はむしろ実務官僚にすぎな 導的役割を果したと推定。永手に従来より積極的な評価を与える 任厚い藤原永手が、女帝の晩年の意をうけ白壁立太子に際して主 治体制を実現せしめたと説く。次で、四章は孝謙=称徳女帝の信 ・事柄をあえて推論している訳であるが、全般にやや強引な論 また、擁立当初の桓武には聖武系皇統の意識あるも、氷上川 (同時に否定もしがたい) 情緒的表現が多用されていること 明らかに文意の混乱・誤解を来す改竄をす 続紀宝亀元・8・ 読者としては俄 癸巳条に改竄 Ш 共

るであろうか。史料は能うる限り原文にそって解釈されねばなる

(例えば「受」遺宣曰」と訓むのは如何か)。

また、

同 . 余の

あることはほぼ常識であろう。 解があったとしても、「定策」が「天子の尊立を謀ること」の謂で 解釈して疑わず」と難じるが、果してそうか。一部にさようの理 「定策禁中」について「従来は何か策略をめぐらして決定したと

宝二年任用の高向麻呂・大伴安麻呂を散位またはかつて長く散位 評者にはその論理が全く理解できない。しかも、右はあくまで大 散位の任用が参議の非合議的性格を推測せしめるのであろうか。 たことを推測させる何よりの材料である」と。しかし、どうして いる。すなわち、大宝二年の参議に散位が任用されていることが っとも、 実はこの「前稿」においても論証らしい論証は見当たらない。も 論証そのものが欠如しているのである。著者はその性格規定を は論証が成功していないという次元のものではない。しかるべき 定である。 が合議体制を整え、やがて「公卿」の呼称を獲得するに至ると説 年を画期として議政官化し、これによって拡充された議政官集団 格」であったとした上で、かかる非合議的「朝政参議」が天平三 皇との個人的なかかわりにおいて存在する、私的・非合議的な性 「前稿」(二章)で「明らかにした」結論であると述べているが、 「天皇の諮問に答えて政治上の意見を述べる個人的なものであっ 次でⅡ部に移ろう。一章は初期参議の職務が「天皇の諮問に応 、各自の立場から意見を具申すること」であり、その特質が「天 本章の根幹をなすのは初期参議についてのユニークな性格規 著者は本章でも二章でも、一応次のような主張は述べて しかし、遺憾ながら、全く証明されていない。 これ

> は であった者と看做した上での話で、実は彼らが散位であった確 看做す通説的見解(著者の指摘通り評者もその見解を襲うが) 句に分けて読むべきところである。参議を創設当初から議政官と ているが、これはその上句との対応から「待問」・「参議」の二字 職掌を表すものとして、「待問参議」(中納言設置の勅文)をあげ の一句をば著者はいかに考えるのか。さらに、著者は初期参議の 明記されている。すでに職事官に任じていることを前提とするこ 護任命についての大宝二年認が引かれ、そこには「本官如元」と 読み換えるのは如何なものか。著者も言及する「歴運記」には参 ない(安麻呂はもと中納言)。史料上官歴不詳の者を「散位」と

著者の批判にもかかわらず、なお継承さるべきであろう。

な根拠に欠けており、 前と皇親勢力との関係や武智麻呂の「不快感」についても積極的 は「十分な」史料的裏付けをもっているとは思えない。 如何か。この新武智麻呂像もまた通説同様、著者が述べるほどに 人間へと成長したことを思わせるに十分である」としている点は る。ただ、家伝や続紀の記載が「むしろ精力的・積極的な行動型 ジにあえて挑み、これを覆そうとした点は高く評価さるべきであ よって房前を封じ込め、ついには自らの政権を確立したと論じる。 任命されてゆく中で、不快感を募らせた武智麻呂が長屋王の変に よって参議に任命され、さらに皇親勢力に取込まれる形で内臣に 継者であったとする。しかるに、房前が県犬養三千代の引立てに には一貫して優位を保った嫡子武智麻呂が名実ともに不比等の後 「凡庸・温良な貴公子」として理解されてきた武智麻呂のイメー 二章は武智麻呂と房前に対する従来の評価は不当であり、 要するに憶測の域を出ていない。総じて、

書

抑制されざる上皇権力が天皇権力と対立した事件であり、

具体的

未だ

1章・五章は薬子の変は前代以来の譲位慣例化の過程で、

……在はないJ目にです、にませず可じている。 いる結果を招いているのではあるまいか。 著者の武智麻呂復権への並々ならぬ意欲が逆に説得力を損なわし

座の公卿僉議の場としての定着・常態化とどうかかわるのか、今 座で審議されるに至るのか、さらにそのことと光孝朝における陣 案件として残った理由の説明に外ならず、何故その他の案件が陣 なすものであったから」とするが、これは両者が最後まで議所の られるようになったのは(略)人事権の掌握が天皇権力の中枢を いる点が不満なのである。また、議所の案件が「除目・叙位に限 見解の蓋然性は決して低くないと思う。所要の手続きが省かれて 速次なる議論の前提に据えられてしまうのである。評者は著者の 大な推測であるが根拠は一切示されない。しかも、この推測が早 史料的根拠が提示されていないのである。「議所が当初から除日 は拭えない。議論の根幹たる「議所=公卿僉議の場」説について を提起していることも有益であろう。ただ、読後なお一抹の不安 研究であることは疑いない。議所から陣座へという基本的な道筋 議が議所から陣座に持ち込まれた十世紀半ばに求める。 替わるに至ると説く。仗議 裏の出現によってその機能を空洞化せしめ、陣座がこれにとって 目・叙位に限定されるようになり、さらに摂政直廬の頻用 における公卿僉議の場として設定されたが、次第に審議内容が除 ・叙位のためだけに設けられたとは思えない」と著者はいう。重 一つ明確ではない点も惜しまれる。 二章は平安初期に議所(宜陽殿南廂)が天皇不出御の際の内專 (陣定)の確立時期を除目・叙位の窓 先駆的な ・里内

> それぞれの場所が上皇権力を抑制する上でいかなる意味をもって 以」であるとも述べているが、これまた評者の理解を超えている。 それが「内裏内でなく、また京外でもなく、京中に設定された所 することになるのか評者には率直にいって理解しづらい。 この橋本説に言及すべきであった。また、かりに嵯峨朝に後院が だ、嵯峨による後院の創設についてはいささか問題がある。何故 いるのか。今少し詳細な説明が必要であろう。なお、二六三頁十 て始めて開かれたとする推定がなされているからである。 づく後院嵯峨朝点定説は疑問とされ、その制は仁明朝初年に至っ なら、つとに橋本義彦氏によって拾介抄諸名所部記文の解釈に基 子の変を惹起せしめたという著者の理解は妥当であると思う。 見出されることも指摘する。八世紀以来の皇権のあり方こそが薬 時代に認められること、さらに院司や後院領の源流もこの時代に 制を図ったと論じる。また、その後院の原形・母胎はすでに奈良 五行目の『続日本紀』は『類聚国史』または『日本紀略』の誤り 点定されたとして、これが何故「上皇権力のひとり歩きを制限 嵯峨はこの点を教訓として、京内に後院を創設し、上皇権力の抑 宮)が上皇権力の拠点として機能しはじめたことに起因するとし、 には平城が還都令を発したことにより平安京外 の「別宮」

## Ξ

であろう。

付論については割愛させていただく。

田制に対応する大蔵省倉庫群の再編整備にともなって宮域の拡張部を擁する藤原京型(第一次平安京)であり、九世紀末の元慶官■部に移ろう。一章は平安京の平面構成は当初宮域の北に北辺

自ずと平城京・長岡京のプランについても関心が向けられよう。自ずと平城京・長岡京のプランについても関心が向けられよう。を含にこの事実を前提として宮門や北辺に関する諸問題を有機的さらにこの事実を前提として宮門や北辺に関する諸問題を有機的さらにこの事実を前提として宮門や北辺に関する諸問題を有機的さい。かくして、造営当初の平安京が藤原京型であるとすれば、ない。かくして、造営当初の平安京が藤原京型であるとすれば、と思われる。平安京研究史上画期的な発見となったことは間違いと思われる。平安京研究史上画期的な発見となった事実を明快に指摘し、ない。かくして、造営当初の平安京が藤原京型であるとすれば、ない。かくして、造営当初の平安京が藤原京型であるとすれば、ない。かくして、造営当初の平安京が藤原京型であるとすれば、ない。かくして、造営当初の平安京が藤原京型であるとすれば、ない。からに、対域と関係のプランについても関心が向けられよう。自ずと平城京・長岡京のプランについても関心が向けられよう。

「貞観から元慶にかけての頃」と推定しているが、「元慶にかけての頃」と推定しているが、「元慶にかけての頃」と推定しているが、「元慶にかけての頃」と推定しているが、「元慶にかけての頃」と推定しているが、「元慶にかけての頃」と推定しているが、「元慶にかけての頃」と推定しているが、「元慶にかけての頃」と推定しているが、「元慶にかけ「貞観から元慶にかけての頃」と推定しているが、「元慶にかけての頃」と推定しているが、「元慶にかけ「貞観から元慶にかけての頃」と推定しているが、「元慶にかけ「貞観から元慶にかけての頃」と推定しているが、「元慶にかけ

は三代実録元慶8・8・8条を史料的根拠として宮域拡張時期ををとっていた」と推測している。詳論を期待したい。ただ、著者現に著者はこの両京についても「基本的には藤原京型の平面構成

具体的な指摘が望まれる。

時代においては清涼殿の解体新造または鎮祭がこれに当たり、やとして行われたことを説く。奈良時代においては宮内遷宮、平安二章は藤原京以後も新天皇即位に伴う遷宮(歴代遷宮)が慣例

の遷宮と現在の遺構状況とがどのように対応するのかについてもの遷宮と現在の遺構状況とがどのように対応するのかについてもであるのに、何故「遷宮」の事実そのものが記されていないのきであるのに、何故「遷宮」の事実をの指摘が重みをもっている。ただ、かかる「恒例」であり、「古往今来」の「故実」であるとされている、事実の指摘が重みをもっている。ただ、かかる「恒例」や「故実」が、本論文によればそれらの多くが合理的・整合的に解釈されうが、本論文によればそれらの多くが合理的・整合的に解釈されうが、本論文によればそれらの多くが合理的・整合的に解釈されうが、本論文によればそれらの多くが合理的・整合的に解釈されらが即位に伴うものとして八・九世紀においても何がしかの形で行が即位に伴うものとして八・九世紀においても何がしかの形で行が即位に伴うものとして八・九世紀においても何がしたが、本語が重ない。

三章は長岡・平安両京への遷都に際し、和気清麻呂が一貫して三章は長岡・平安両京への遷都にとどまっている。なく、要するに「反対」の意思を表明したにとどまっている。なく、要するに「反対」の意思を表明したにとどまっている。なく、要するに「反対」の意思を表明したにとどまっている。なく、要するに「反対」の意思を表明したにとどまっている。なく、要するに「反対」の意思を表明したにとどまっている。なく、要するに「反対」の意思を表明したにとどまっている。で著るの批判は岸の論拠を十分な理由をもって否定したものではなく、要するに「反対」の意思を表明したにとどまっている。

校朝臣の賜姓についての推論。土師氏の中の傍流たる真妹を格上五章は桓武天皇の外祖母土師真妹(高野新笠の母)に対する大

排

郭

叮

もって規定される力役と輪庸の両者を各々分立せしめた点に立法解を示す。著者によれば、この法令は賦役令歳役条に代替関係をⅣ部の二論文について。一章は標題の法令についての新しい理

げするために、新笠の大枝山陵に因んで桓武が追賜したとする。 また、光仁の新笠に対する高野朝臣の賜姓についても、 思わざるをえない。 統に連なるための擬制的措置」であったと著者は主張するが、か という著者の理解はかなり強引であろう。また、当時和朝臣氏の に対する扱いが不十分であることを換起させるため」に行われた 氏譜』の撰上は「それを見るもの(天皇)に、これまでの外祖母 論にしても論拠は十分とはいえない。殊に、新笠の命による『和 の論拠が薄弱であることを説く。その通りだと思うが、著者の結 ば桓武自身も大枝を故地とすることになる。本論文はかかる学説 ついては、これを新笠の故地に因むとする説があり、これによれ の立太子を正当化するための措置であったと論じる。大枝朝臣に ように重大な結論を導くにしては余りにも論理の糸が細すぎると して、高野朝臣の賜姓についても「桓武が母新笠を介して聖武皇 「同族」和連氏が高野山陵所在の添下郡大領であったことに着月 山部親王

市から中世都市へ」の推移を読みとる。有益な掌篇である。の史料にもとづいて的確に指摘し、「平安京から京都へ、 古代都鴨川(原)が「朱雀河(原)」と称されるようになったことを多様路が「西朱雀」、東京極大路(二条大路以北)が「東朱雀大路」、大章は平安右京の衰徴と鴨東・北郊の市街地化に伴い、朱雀大

も有償 と二十日以上に及んだ場合の「公粮」(法令に明記)との関係につ あるまい。また、かりに有償であったとして、その際の「功稲」 略されている」可能性を指摘するが、省略されるような事柄では ていないのはいかにも不審である。著者は有償であることが「省 は実は重大な修正ではあるまいか。該法令がそのことに全くふれ ほど意識していないが、本来無償の力役が有償化されたというの という。しかし、そのことを示す根拠は何もない。著者自身はさ かなりの負担増と思われるが、著者は二十日未満の力役につい の意図があるという。 分窺えるとしても、説得力に欠ける嫌いなしとせぬのである。 のか、これまた不明である。それ故、通説克服の姿勢と意欲は十 力役の有償化という重大な修正がこの時なされねばならなかった いても釈然としない。さらに、何故このような力役・輸庸の分立、 (功稲支給) であったとして、それなりに考慮されている 庸の半減が前提となるとはいえ、これでは

# 五

最後に、本書全体を通して気の付いた点を述べておきたい。先

に示すべき場合でも比較的あっさりかわしてしまう点も気になるカヴァーされていない場合もある。さらに、他説との異同を明確が通説であることを何らかの論著でもって示すことはあまりしなが通説であることを何らかの論著でもって示すことはあまりしながの語である。これは著者にとっても読者にとっても不利受けられる点である。これは著者にとっても読者にとっても不利でいられる点である。これは著者にとっても記者にとっていないかに見づ、第一に、著者は他者の説にさほど関心をもっていないかに見

希望としてはやはり補注・補記などでふれてもらいたかった。論文集では必ずしもなされているわけではない。しかし、評者の最新の関係論文への言及も一切ない。もっとも、これはこの種のらかではない。他説への関心という点では、本書を編む段階でのらかではない。他説への関心という点では、本書を編む段階でのしい解釈を出されているが、全体の論旨や意味づけには従えなしい解釈を出されているが、全体の論旨や意味づけには従えな

解を等しくするにもかかわらず、「聖武天皇側に視点をおいて新

I部一章の光明立后の意図に関する限り、河内祥輔と見

例えば、

そのような叙述が論旨の中で主要な位置を占めれば占めるほど論いては超歴史的な感覚の援用もある程度やむをえまい。しかし、や情念あるいは動機など、史料として明確に顕れにくいものにつが」などと前置きする場合もある。もとより、例えば人物の心理が」などと前置きする場合もある。もとより、例えば人物の心理が」などと前置きする場合もある。もとより、例えば人物の心理が自に付く点である。著第二に、史料的根拠を欠く直感的叙述が目に付く点である。著

いであろう。 文としての説得力が確実に減退してゆくことを覚悟せねばならな

■部一章での著者の巧みな史料操作を知る者にとっては、その力

第三に、史料解釈に不満の残る場合が一再ならずある点である。

者の不勉強であればお詫びするが、さようの用例を寡聞にして知多用する「腹臣」(腹心の臣下の意か)なる言葉が気になった。評いることを遺憾に思うのである。なお、史料ではないが、著者がことによって、論理の飛躍や独断的結論の危険を自ずから招いてが全篇に亙って発揮されていないことが惜しまれる。また、そのが全篇に亙って発揮されていないことが惜しまれる。また、その

らない。同じく「所見する」も本来誤用であろう。

れている点にこそ存すると思う。この点を強調して擱筆する。わらず、評者はなお本書を魅力的な書であると信じて疑わない。わらず、評者はなお本書を魅力的な書であると信じて疑わない。にとっては読後一種爽快でもあった。こちたき議論はさておき、にとっては読後一種爽快でもあった。こちたき議論はさておき、にとっては読後一種爽快でもあった。こちたき議論はさておき、にとっては読後一種爽快でもあった。こちたき議論はさておき、にとっては読後一種爽快でもあった。こちたき議論はさておいる点にこそ存すると思う。この点を強調して擱筆する。れている点にこそ存すると思う。この点を強調して擱筆する。

(鹿児島大学法文学部助教授

(A 5判

五七二頁

平成三年

思文閣出版

一二一五四円